

## 沿海漁業協同組合の組合員のみなさまへ

### 組合員資格審査の適正化に係る漁協への指導等について

広島県では、沿海漁業協同組合に対し定款附属書組合員資格審査規程に則り水揚仕切書及び売上傳票等の客観性のある資料を基に漁業を営む日数を算定し、公平かつ適切な資格審査を行うよう指導しているところですが、同規程に則った資料による資格審査を適切に実施していない組合が未だに多くあります。

については、適切な資格審査の実施を指導する過程で、実施状況を検証する際に、次の①の資料又は必要に応じて②の資料を組合において確認し又は組合に対して提出を求めることがありますので、沿海漁業協同組合の組合員のみなさまにおかれましては、組合の資格審査の適正実施及び組合への資格審査資料の提出にご協力をお願いします。

#### ①：資格審査の実施状況を検証する際に確認する資料

水揚仕切書、売上傳票、領収書の控え、  
養殖日誌、従事証明書、事業報告書、  
その他資格審査の際に組合が徴収した資料

#### ②：①について疑義がある場合等に組合を通じて提出を求め確認する 補足資料

##### 《事業主組合員、法人組合員関係》

所得税の確定申告書の控え、青色申告決算書の控え、  
収支内訳書の控え（白色申告）、市県民税申告書の控え、  
帳簿、市県民税課税台帳記載事項証明書、  
その他①の裏付けとなる資料又は審査事項の確認に必要な資料

##### 《従事者組合員関係（雇用主組合員又は従事者組合員）》

源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿、  
青色申告決算書の控え、収支内訳書の控え、  
市県民税の特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）  
所得税徴収高計算書の領収証書、  
その他①の裏付けとなる資料又は審査事項の確認に必要な資料

※各資料において、マイナンバーの記載がある場合には、  
黒塗り等により伏せたものを組合に提出するようにしてください。

広島県農林水産局長

担当：団体検査課

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

連絡先：082-513-3526（ダイヤルイン）